

令和4年度

水道用次亜塩素酸ナトリウム購入仕様書

仙台市水道局

本特記仕様書（以下「仕様書」という。）では、仙台市水道局（以下「局」という。）が落札候補者から購入する水道用次亜塩素酸ナトリウムの規格その他を以下に定めるものとする。なお契約締結後においては、落札候補者を受注者と読み替えることとする。

1 品名

水道用次亜塩素酸ナトリウム

2 品質及び評価方法

本仕様書に定める水道用次亜塩素酸ナトリウムは、JWWA K 120:2008-2（水道用次亜塩素酸ナトリウム）に定める「品質一級」と同等以上のものとする。

(1) 品質

①品質-1

浄水又は浄水処理過程における水に、水道用次亜塩素酸ナトリウムを設定最大注入率で注入したとき、水に付加される物質濃度が「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成12年2月23日 厚生省令第15号 最終改正による）の別表第一に掲げている基準に適合すること。

設定最大注入率は 100 mg/l とする（有効塩素 10%溶液に換算した値）。

②品質-2

製品の品質が、JWWA K 120:2008-2（水道用次亜塩素酸ナトリウム）により試験した結果、以下の品質に適合すること。

項 目	品 質
有効塩素 %	12.0 以上
外観	淡黄色の透明な液体
密度（比重）（20℃）	1.16 以下
遊離アルカリ %	2 以下
臭素酸 mg/kg	50 以下
塩素酸 mg/kg	4000 以下
塩化ナトリウム %	4.0 以下

(2) 評価方法

JWWA K 120:2008-2（水道用次亜塩素酸ナトリウム）及び「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインについて（平成12年3月31日衛水第21号：最終改正による）」に基づくこと。

3 品質試験

- (1) 落札候補者は、局の指定する日までに上記「品質-1」に係る製品の試験成績書を提出すること。なお、製品が水道用薬品の認証登録を受けている場合は、認証登録証の写しの提出をもってこれに替えることができる。
- (2) 落札候補者は、局の指定する日までに納入製品のサンプルおよび上記「品質-2」に係る試験成績書を提出し、品質の確認を受けること。
- (3) 納入製品においては、局による抜取り検査（製品の品質確認）を適時受けるものとする。製品の品質確認のため、製品納入時にサンプルを採取する際は、落札候補者は局の指示に従いこれに協力しなければならない。また抜取り検査の結果、製品の品質に不良品が認められた場合は、落札候補者の責においてこれを補償し、品質に疑義が生じた場合は、局と落札候補者の間で協議することとする。

4 契約方法及び契約期間

契約方法は1kg 当たりの単価契約とする。

契約期間は契約の日から令和5年3月31日までとする。

5 納入計画書の提出について

落札候補者は、次に掲げる事項を製品の納入計画書として作成し、局の承認を得なければならない。

- (1) 納入に関する取扱責任者の経歴書
- (2) 仕入先又は製造工場から納入場所までの移送方法及び運搬経路図
- (3) 緊急時の連絡体制表（製造業者や運送業者なども含む）
- (4) 納入に使用する車両の車検証の写し及び写真（車両前面、後面、側面各 1 枚）
- (5) 納入に使用する専用タンクの写真（タンク前面、後面、側面各 1 枚）
- (6) 従事者名簿
- (7) 安全データシート（SDS）
- (8) 計量法第 23 条及び第 118 条の規定に従って検査を行った計量器検査成績書（検定合格証明書等、2 年以内に発行されたものに限る）の写しを提出すること。また計量法第 107 条による計量証明事業登録証の写しを提出すること。

6 納入

(1) 納入に際しては、局から落札候補者に対し納入月日、納入数量を連絡することとする。

(2) 納入時間の指定

製品の納入に関しては、以下に指定する時間を受入れ開始の時間とすることを基本とする。なお局からの指示又は落札候補者からの提案により、受入時間を変更する場合は、局と落札候補者の間で協議することとする。

納入場所	受入開始時間
茂庭浄水場	9 : 00
上追沢沈砂池	9 : 30
国見浄水場	9 : 30
中原浄水場	9 : 00
福岡浄水場	9 : 00
その他施設	都度指示

(3) 納入場所周辺の道路は、通勤通学路のため大型車両等の車両通行が時間規制されている道路もあり、製品を納入する際は、歩行者や軽車両等の通行に注意するほか、道路交通法の規制にしたがい安全運転に努めること。

(4) 大型タンクローリーでの 1 回の最低納入数量は、5,000kg とする。

(5) 納入時には製品の試験成績書（上記「品質-2」）を提出すること。

(6) 納入品は、上記「(1)品質」に適合した製品であること。

(7) 搬入作業前及び終了後には、必ず局の立会いのうえ確認を受けること。

(8) 工場から局が指定する納入場所までの搬入、積み下ろし等の費用は全て落札候補者の負担とする。

(9) 納入品の計量は、計量法に基づく計量器により行い、計量証明書等を提出するものとし、その費用は全て落札候補者の負担とする。

(10) 落札候補者は、工場出荷後すみやかに納入場所に納入するものとし、また、納入まで、製品を適切に管理するものとする。

7 納入場所

(1) 大型タンクローリー

- | | | |
|--------|-------------------|-------------|
| ①茂庭浄水場 | 仙台市太白区茂庭字上ノ原山 128 | 電話 281-2211 |
| ②滝原浄水場 | (茂庭浄水場に納入) | |
| ③野尻浄水場 | (茂庭浄水場に納入) | |
| ④国見浄水場 | 仙台市青葉区国見六丁目 51-1 | 電話 234-4236 |
| ⑤中原浄水場 | 仙台市青葉区芋沢字中原 24 | 電話 394-2507 |
| ⑥福岡浄水場 | 仙台市泉区福岡字台 103-2 | 電話 379-3633 |

(2) 小型タンクローリー

- | | | |
|-----------|----------------------|--|
| ①上追沢沈砂池 | 柴田郡川崎町大字支倉字上赤沢山 2-2 | |
| ②太白配水所 | 仙台市太白区茂庭字馬越石 20-5 | |
| ③大倉配水所 | (太白配水所に納入) | |
| ④芋峠配水所 | (太白配水所に納入) | |
| ⑤芋沢配水所 | 仙台市青葉区芋沢字横向山 32-1 | |
| ⑥坪沼配水所 | 仙台市太白区坪沼字北ノ中 53-1 | |
| ⑦錦ヶ丘配水所 | 仙台市青葉区錦ヶ丘 9 丁目 29-5 | |
| ⑧湯元送水ポンプ場 | 仙台市太白区秋保町湯元字釜土南 13-6 | |
| ⑨南中山配水所 | 仙台市泉区南中山 5 丁目 4-13 | |
| ⑩高森配水所 | 仙台市泉区明通 1 丁目 201-21 | |
| ⑪紫山配水所 | 仙台市泉区紫山 5 丁目 90 | |
| ⑫松陵配水所 | 仙台市泉区松陵 3 丁目 60 | |
| ⑬旗杵送水ポンプ場 | (太白配水所に納入) | |
| ⑭石神配水ポンプ場 | (太白配水所に納入) | |
| ⑮朴沢配水ポンプ場 | (太白配水所に納入) | |
| ⑯堂所送水ポンプ場 | (太白配水所に納入) | |

(3) 20kg 入り缶

- | | | |
|---------|------------------------|-------------|
| ①作並浄水場 | 仙台市青葉区作並字岳山 133 い 1 林班 | 電話 391-4211 |
| ②熊ヶ根浄水場 | 仙台市青葉区大倉字下窪 3-1 | 電話 391-2301 |

8 納入予定数量

納入予定数量は、水質状況等により変更する場合があります、下記の数量未満でも超過しても同一単価で納入するものとする。

(1) 大型タンクローリー

(単位：kg)

場所 月	茂庭 浄水場	滝原浄水場 野尻浄水場	国見 浄水場	中原 浄水場	福岡 浄水場
4月	30,000	(茂庭浄水場に納入)	25,000	7,000	16,000
5月	40,000		25,000	8,000	16,000
6月	50,000		25,000	8,000	16,000
7月	50,000		30,000	10,000	16,000
8月	50,000		30,000	13,000	16,000
9月	50,000		30,000	13,000	16,000
10月	50,000		30,000	10,000	16,000
11月	30,000		25,000	9,000	16,000
12月	30,000		25,000	8,000	16,000
1月	30,000		30,000	7,000	16,000
2月	30,000		25,000	7,000	8,000
3月	40,000		30,000	8,000	7,000
計	480,000	480	330,000	108,000	175,000
合計	1,093,480				

(2) 小型タンクローリー

(単位：kg)

場所 月	上追沢 沈砂池	太白 配水所	大倉 配水所	芋峠 配水所	芋沢 配水所	坪沼 配水所	錦ヶ丘 配水所	湯元送水 ポンプ場
4月	異 臭 味 発 生 時	3,720	(太白配水所に納入)	(太白配水所に納入)	730	150	230	非 常 時
5月		5,160			730	200	280	
6月		4,990			750	220	330	
7月		5,490			750	240	340	
8月		5,700			750	240	340	
9月		5,360			750	240	340	
10月		5,380			750	260	340	
11月		4,670			750	250	320	
12月		3,340			750	180	240	
1月		3,380			730	150	220	
2月		3,010			730	130	200	
3月		3,400			730	140	220	
計	55,000	53,600	80	150	8,900	2,400	3,400	2,000
合計	136,350 (次項の表の合計含む)							

(単位：kg)

場所 月	南中山 配水所	高 森 配水所	紫 山 配水所	松 陵 配水所	旗杵送水 ポンプ場	石神配水 ポンプ場	朴沢配水 ポンプ場	堂所送水 ポンプ場
4月	280	0	150	350	(太白配水所に納入)	(太白配水所に納入)	(太白配水所に納入)	(太白配水所に納入)
5月	280	0	150	350				
6月	300	100	150	350				
7月	300	200	170	350				
8月	300	200	170	350				
9月	300	200	170	350				
10月	300	100	170	350				
11月	300	100	170	350				
12月	300	100	150	350				
1月	280	0	150	350				
2月	280	0	150	350				
3月	280	0	150	350				
計	3,500	1,000	1,900	4,200	100	70	40	10
合計	(合計は前項の表に記載)							

(3) 20kg 入り缶

(単位：kg)

場所 月	作 並 浄水場	熊ヶ根 浄水場
4月	0	0
5月	200	100
6月	200	100
7月	200	100
8月	200	100
9月	200	100
10月	200	200
11月	200	100
12月	200	100
1月	0	0
2月	0	0
3月	240	200
計	1,840	1,100
合計	2,940	

9 支払い

支払いは、納入された数量を毎月末に集計し、契約単価により翌月以降精算するものとし、支払期限は、局が請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

10 新型コロナウイルス発生時の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大により、納品が困難となることが予想される場合は、落札候補者は速やかに局へ連絡し、局の指示に従い、局の業務に支障のないよう努めなければならない。

1 1 その他

契約後、連絡体制表を提出すること。また、ゴールデンウィーク・お盆・年末年始の体制については、別途提出すること。

本仕様書に定めていない事項については、契約書と局の指示による。

以 上